

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(案)の概要

<改正概要>

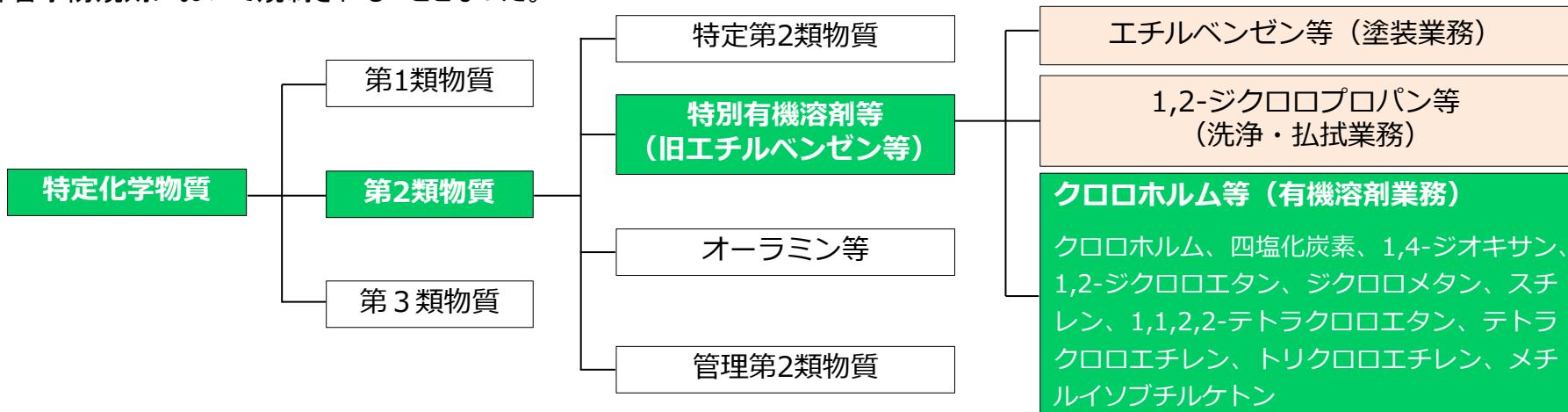
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第101号。以下「改正省令」という。)の規定により、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)と特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)がそれぞれ一部改正されることを受け、

- 改正省令において、家内労働法施行規則(昭和45年労働省令第23号)について、家内労働者が排気装置等を設置するように努めるべき業務について、有機溶剤中毒予防規則及び特化則において規制する有機溶剤等を取り扱う業務とする改正が行われたため、特に危険度が高いとされ、特別加入が可能な家内労働者等の業務についても同様の業務とする。(労災則第46条の18関係)
- 特別加入の希望者のうち中小事業主等、一人親方、家内労働者等のうち一定の業務に従事する者については、加入時の健康診断結果証明書の提出等を義務付けており、当該業務として規定する化学物質を取り扱う業務について所要の措置を行う。(労災則第46条の19関係)

<施行期日> 平成26年11月1日

【労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正の概要】

労働基準局が実施している化学物質のリスク評価検討会において、発がんのおそれのある有機溶剤について検討が行われたところ、有機溶剤中毒予防規則において規制していたクロロホルムほか9物質は、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、特定化学物質障害予防規則において規制されることとなった。



○特別加入制度の概要

労災保険は、本来、労働者の業務又は通勤による災害に対して保険給付を行う制度

例外的に、労働者以外の者のうち、業務の実態、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護するのにふさわしい者であって、保険制度として適正な運営が確保できるものについて、労災保険への任意の加入(特別加入)を認めている。

○特別加入が認められる家内労働者

家内労働法の家内労働者及びその補助者で、特に危険度が高いとされる次の作業に従事する者

- 1 プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
- 2 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する作業のうち、以下に当たるもの
 - ① 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研磨の作業
 - ② 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業
- 3 有機溶剤や有機溶剤含有物を使用して行う作業のうち、以下の製品の製造または加工に関するもの
 - ① 履物、鞄、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット(化学物質製、皮製、布製のものに限る)
 - ② 木製または合成樹脂製の漆器
- 4 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
 - ① 粉じん作業
 - ② 鉛化合物を含有する釉薬を使って行う施釉の作業
 - ③ 鉛化合物を含有する絵具を使って行う絵付けの作業
 - ④ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業
- 5 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業
- 6 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 仏壇
 - ② 木製または竹製の食器

○特別加入時健康診断

中小事業主等、一人親方、家内労働者等が特別加入を希望するときは、特別加入前の事由により発症した疾病等について保険給付を行うことがないよう、加入前に有機溶剤業務等に一定年数以上通算して従事していた場合は、加入時健康診断の受診と健康診断結果証明書の提出等を求めている。